

総行安第14号

平成28年5月23日

熊本県総務部長
（職員厚生室・市町村課扱い）
大分県総務部長
（人事課・市町村振興課扱い）
熊本市総務局長
（労務厚生課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

平成28年熊本地震による災害復旧・復興の業務に従事する職員の
健康管理・安全衛生について

この度の平成28年熊本地震により被災された地方公共団体におかれては、災害復旧・復興に多大な御尽力をいただいているところです。

被災された地方公共団体におかれては、職員が十分な休養を取得できていないため、心身の負担が過度となりメンタル不調をきたすことが懸念されます。

こうしたことに対処するため、職員等を対象としたメンタルヘルス等に係る相談については、各共済組合が実施している下記の相談事業を活用するよう職員に再度周知していただくとともに、（一財）地方公務員安全衛生推進協会（以下「安衛協」という。）においては、各地方公共団体の安全衛生等の担当者を対象として下記のとおり各種メンタルヘルス対策事業を実施しておりますので御活用ください。

なお、職員の健康管理・安全衛生については、各任命権者において既に十分に御配慮されていることと存じますが、今後とも、交代制による休養の取得など、特に災害復旧・復興の業務に従事する職員の勤務環境に十分に御留意いただきますようお願いします。

併せて、貴県内の市町村（熊本市を除く。）及び一部事務組合等にも、この旨周知されるようお願いいたします。

記

○各共済組合のメンタルヘルス等に係る相談窓口（職員向け）

①地方職員共済組合（県職員）

<http://www.chikyosai.or.jp/division/welfare/call/index.html>

②熊本県市町村職員共済組合（市町村職員）

<http://www.kumamoto-kyosai.jp/hukushi/hoken.html>

③大分県市町村職員共済組合（市町村職員）

<http://www.oita-kyosai.jp/fukushi/hoken.html>

※組合員（職員）のみならず、配偶者や被扶養の方が利用できる場合もございますので、御利用の際には、あらかじめ各共済組合に御確認ください。

○安衛協による各種メンタルヘルス対策事業（人事担当者・安全衛生担当者・福利厚生担当者向け）

①メンタルヘルス対策サポート推進事業（電話・メール等により、実務面をサポート）

<http://www.jalsha.or.jp/schd/schd08>

（平成28年4月1日付け地基メ第2号、安衛推協第75号 地方公務員災害補償基金理事長及び安衛協理事長通知により各地方公共団体に通知しています。）

②メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業（各地方公共団体に臨床心理士等を派遣）

<http://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3>

（平成28年4月22日付け安衛推協第87号 安衛協理事長通知により各地方公共団体に通知しています。）

③安衛協が主催する各種研修会・セミナー等

<http://www.jalsha.or.jp/schd/schd01>

※詳細については、①及び②は安衛協企画課、③は安衛協研修課に御確認ください（安衛協TEL03-3230-2021（直通））。

（連絡先）

安全厚生推進室安全厚生係、公務災害補償係
担 当：田島係長、國金、渡邊、三輪、玉木
T E L：03-5253-5560（直通）
E-mail：k.kunikane@soumu.go.jp